

## 越前梅浦岡田家所蔵の「贈倭國難民詩」について ——越前宝力丸の上海川沙漂着資料——

松浦 章

### 一 はじめに

『朝日新聞』が2000年ミレニアムの企画として「この一〇〇〇年「日本の大冒険・探検家」読者人気投票」を行った<sup>1</sup>。この大冒険・探検家上位二〇名の中に、ジョン万次郎と大黒屋光太夫との二人の江戸時代の漂流者が含まれている。今なお二人の事跡を知る人が多いためであろう。

若狭・越前いわゆる若越地域にもこれら二人の漂流者に劣らない経験者がいる。江戸初期の有名な「韃靼漂流記」で知られ沿海州に漂着した人々、そして文政九年（1826）に上海の川沙に漂着した人々がいる。

この内、後者の漂流に関して1996年（平成8年）9月に福井県立図書館内にある福井県郷土誌懇談会が発行する『若越郷土研究』240号に「越前宝力丸の上海・川沙漂着について」として小稿を掲載される機会を得た<sup>2</sup>。その後、小稿を御覧になった丹生郡越前町梅浦に居住される岡田健彦氏の斡旋により、この時の漂流に関して越前町で講演をする機会を与えられ越前町を訪問した<sup>3</sup>。その際、岡田家が所蔵される「贈倭國難民詩」の書かれた六曲二双の屏風を拝見し、地元での宝力丸の中国漂着の関心の高さを知り、この誌上を借りて報告したい。

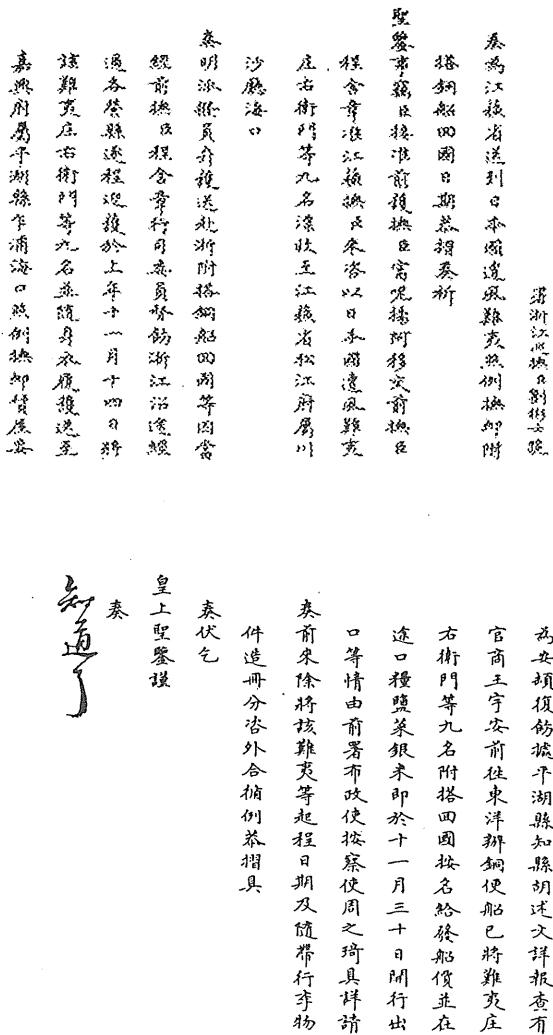
なおこの漂着船に関して、文献資料では宝力丸とするか宝刀丸とするか「力」か「刀」で異同があるが、ここでは慣行的に宝力丸とする。

### 二 宝力丸の上海川沙漂着の資料

宝力丸の漂着関係の資料に関してどのようなものがあるかは、既に上記の小稿で紹介したが、さらに1999年8月に上海図書館で調査した際に、宝力丸が上海川沙へ漂着したことに関する別の中国側資料が見つかったためここで紹介したい。

先に小稿において紹介した中国側の档案史料は『清道光朝外交史料』二の「署浙江巡撫劉彬士奏報江蘇送來到之日本國遭風難夷搭船回國日期摺」（道光七年正月二十四日付け奏摺）とこの奏摺を抄出した『明清史料』庚編第八本、七七七丁裏に掲

載される「兵部「為内閣抄出浙江巡撫劉彬士奏」移會」の二件であった。この内、「署浙江巡撫劉彬士奏報江蘇送來到之日本國遭風難夷搭船回國日期摺」（道光七年正月二十四日付け奏摺）の原本は、中国第一歴史档案館で見つけることができた<sup>4</sup>ので、ここにその影印を掲載する。この他に、さらに陶樹の道光六年十一月十八日付けの奏摺を彼の著作の中に見出した。



(劉彬士の硃批奏摺)

宝力丸が上海・川沙に漂着したのは日本で言えば文政九年九月の末であった。川沙とは近年完成して使用される上海浦東空港の北に位置し長江河口に当る地である。文政九年は中国の暦では道光六年（1826）のことである。その年の十一月十八日に江蘇巡撫であった陶樹が次のような奏摺を認め、道光帝に報告した。それに対して

道光帝は「知道了」の硃批を書きこみ陶樹のもとに送った。おそらくその際に陶樹は全文の写しを残し、原本は皇帝のもとに戻した。後にその写しが彼の著作に収録されたのである。奏摺の原本は現在確認できないが、陶樹が写しを書き残したことにより、この時の奏摺の内容が知られるのである。

#### 奏報日本夷人回國摺子

奏為日本國夷人、遭風飄入内地、循案護送、附搭回國、仰祈聖監事。拠川沙同知顧文光稟称准川沙營移、拠汛兵地保、於十月初一日、在海灘巡緝、見灘外有小船一隻、隨潮漂至、雇船往救、內有九人、救護到岸、似係海外夷人、移解到庁、覓通事、逐一訳訊、俱係日本國越前人船戸莊右衛門・舵工莊平・水手市平・孫左右衛門・勝藏・長之良、市左右衛門・吉左右衛門・利平等九人、於本年九月初九日、在本國越前置買昆布、要到大坂銷售、原是本國沿海駕駛、不料初十日、遇風打開、至二十八日、在大洋遭風、大船已碎、板片全無、昆布漂失、急上脚船、漂泊三日、遇救到此等情。稟報前來、並拠蘇州藩司賀長齡、臬司覺羅慶善會詳稱、查得嘉慶十五年、日本國夷人遭風漂至海門府境、係護送至浙江乍浦口、交辦銅商船、附搭回國、有案。今該國莊右衛門等漂收到境、自應循案辦理。臣當即飭令長洲・元和・吳縣妥為撫卹加給冬衣、旋即派員、將該夷人等護送至浙江省城、咨明浙江巡撫臣転送乍浦地方、交辦銅商船、附搭回國、並飭行沿途地方官、一體照料、以仰副聖主懷柔遠人至意、所有撫卹日本國夷人護送浙省、附搭銅船歸國緣由。謹會同兩江總督臣琦善恭摺具奏、伏乞皇上聖監謹奏。  
道光六年十一月十八日具奏。十二月二十日奉到。

硃批「知道了」欽此<sup>5</sup>。

とある。陶樹の奏摺の内容はほぼ次のようになるであろう。

日本人の帰国についての報告書。日本人が大風に遭い中国内地に漂着し、前例によって護送し乗船させ帰国させることに関して皇帝の指示を求めるために報告いたします。川沙同知顧文光によれば川沙の水師營の汛地の責任者からの報告によれば、一〇月一日に海上パトロールしていた時に漂流する一隻の小型船舶を発見した。救助のために別に船を雇用し、救出すると九名の人が乗っていた。彼らを上陸させたが外国人であったため、川沙庁舎に移し、通訳を雇って逐一問い合わせたところ、彼らは日本國越前の人で船頭の莊右衛門、舵取りの莊平、水主の市平・孫左右衛門・勝藏・長之良・市左右衛門・吉左右衛門・利平等九人であった。本年の九月九日に越前で昆布を買い入れ大坂に行き売却しようとした日本の沿海商船であった。図らずも一〇日に出帆したが、二八日に海上で難風に遭遇して船体が破壊され昆布も漂失し、小型舟に乗り漂流すること三日にして救助されたのであった。さらに江蘇巡

撫の賀長齡、布政使の覚羅慶善の報告では、嘉慶十五年（文化七年、1810）に日本人が海門府境に漂着した例により、彼らを護送して浙江省乍浦海港に送り日本へ行く貿易船に搭乗させて帰国させている。今の日本人莊右衛門等の漂着事案は前例により処理したい。そこで直ちに長洲・元和・吳縣に命じて彼らを保護し、さらに冬の衣服を提供し、役人を派遣し護送して浙江省の省城杭州に送り届け、さらに浙江巡撫が乍浦地方において日本へ行く貿易船によって帰国させるよう、沿道の地方官が手厚く保護し、皇帝の外国人を保護する意志を示し日本人を護送して浙江省に送り、貿易船に搭乗させて帰国させるように命じたことを報告いたします。この件に関して両江総督琦善とともに報告いたします。皇帝のご指示を仰ぎます。

このように道光六年十一月十八日に報告したところ、北京の道光帝のもとにはほぼ一ヶ月後の十二月二十日に到着している。この報告に対して道光帝の指示は朱筆である硃批により「知道了」と認められた。すなわち了解したと云う意味で、陶樹等の対応策が道光帝により了解されたのである。

既に漂流者の記録から、漂流中から中国漂着後、さらに帰国までの事情が知られたが、これはあくまでも漂流者の記録だけであった。しかしこの陶樹の奏摺の存在によって、道光六年十月一日に川沙で救助された越前人らの救助直後からの中国側の対応の経過が明らかになった。大局的には漂流者の記録と一致することから、漂流者の記録の信憑性が確認される。

さらに浙江大学日本研究所の王宝平教授が遼寧図書館において調査中に

奏報日本夷人同國摺子	等護送至浙江省咨明浙江撫臣轉送乍浦
回國仰祈	地方交辦銅商船附若同國應飭行沿途地方
聖鑒事據署川沙同知顧文光稟稱准川沙營充據	官一體照料以仰副
汛兵地保於十月初一日在海灘巡緝見灘外	聖主懷柔遠人至意所有撫卹日本國夷人護送浙
有小船一隻隨潮流至雇船往救內有九人救	省附搭銅船歸國緣由謹會同兩江總督臣清
護到岸似係海外夷人移解到廳雇覈通事逐	奏伏乞
一譯訊俱係日本國越前人船戶莊右衛門舵	善恭摺具
左右衛門吉左右衛門利平等九人於本年九	皇上聖鑒謹
月初九日在本國越前置買昆布要到大坂銷	道光六年十一月十八日具
售原是本國沿海邊駕駛不料初十日遇風打	奏十二月二十日奉到
開至二十八日在大洋遭風大船已碎板片全	硃批知道了欽此
無昆布漂失急上腳船漂泊三日遇救到此等	
情稟前來並據蘇州藩司賀長齡臬司覺羅	
慶善會詳稱查得嘉慶十五年日本國夷人遣	
風漂至海門廳境係護送至浙江乍浦口交辦	
銅商船附搭回國有案今該國莊右衛門等漂	
收到境自應循案辦理臣當卽飭令長洲元和	
吳縣受爲撫卹加給冬衣旋卽派員將該夷人	

(陶樹の硃批奏摺の写し)

発見された「漂流人帰帆送別之詩」がある。同書には「昭和15年2月2日」付けの「南満洲鉄道株式会社図書館」の蔵書印が見えることから、南満洲鉄道株式会社図書館が収書して所蔵していたものが、後に遼寧図書館に移管されたものと思われる。この詩を御教示頂いた王宝平氏に謝意を表する次第である。

全文をここに紹介するが、詩の大部分は先の小稿に掲載したものと重複する。

### 漂流人帰帆送別之詩

贈

倭國難民詩

此本名詩為你們被難到川沙所作你  
 們拿回日本送國王看有賞你們  
 日本國航海商民遭風漂失到我  
 大清國江南松江府川沙撫民廳境內得  
 漁船相救至城中與之通語彼此不解  
 幸番夷中有名市平者稍知書寫始悉  
 伊等於  
 大清道光六年九月九日裝載昆布貨由  
 日本國出海至大坂地方銷售在船共  
 十人皆住越前島適遇大風船被漂流  
 幾晝夜至二十八日大船破裂一人名  
 永助者已溺海中此外九人乘小舟隨  
 風逐浪至三十日遇救得生余職住地  
 方勉加撫恤安頓栖宿賦詩紀事 栖：棲

川沙撫民府

顧文光

番舶乘風碧海頭凌浪豈計怒潛虯三  
 秋爽籟來中土萬里鄉心憶故酋逐利  
 幾忘身是我重生應以喜消憂何如揮  
 手三山去渺渺憑虛不繫舟

川沙典吏金山縣人

李 橋

倭人涉海為蠅頭小舶漂沈遇怒虯三  
 百年前犯我土數千里外救夷酋故鄉

自有傷心慟異地應無枮腹憂記取聖木

朝恩莫大懷柔替爾覓歸舟

徽州府績溪縣人

胡志堅

裸衣赤足更蓬頭悲述番檣付海虧小

島飄零餘斷梗長官撫恤慰殘酋江南

木落秋同感天際心懸我共憂

自註曰予僑居海上二十八年屈指十八

寒暑未歸故里。

萬八千程登彼岸慈雲呵護送歸舟

松江府南匯縣庠生

姜佑昌

萬千里外唱刀頭回首茫茫驚碧虧飄

泊転欣來上國別離難望見鄉酋略知

文字能通語一樣肝腸應結憂撫恤幸

逢賢宰執為籌衣食覓歸舟

松江府南匯縣庠生

顧心輿

送爾言旋天際頭布帆無恙臥蛟虧仙

山縹緲由今路蓬島栖遲憶舊酋晁監

旌旄曾有詔喬公保障靖無憂

喬公名木前明嘉靖時名臣築川沙城禦倭有功

此來小住恩寬大

帝德東覃載滿舟

次漂民餞送詩之韵

大東 越前福井府士官

平山 連

波濤萬里海西頭求利小民因怒虧仁

國固雖多厚惠

神朝何必比胡酋長官殊愍漂流苦商侶

遂忘饑渴憂賴有騷人韻士在數篇錦

字附歸舟

## 次韻漂民餞送詩

大日本越前藩府士

水間 敬

相送西方天盡頭歸帆豈復起潛虬

我邦自古眞

皇帝彼土于今實狄酋只賴寬容些子惠

遂忘鯢龍若干憂不須海外累傳訣願

把文風送載舟

この「贈倭國難民詩」の特長は最後に「大東 越前福井府士官 平山 連」の「次漂民餞送詩之韵」と「大日本越前藩府士 水間 敬」の「次韻漂民餞送詩」があることである。これまで知られた「贈倭國難民詩」にはこの二つの詩は見られない。

「贈倭國難民詩」の送り主であった中国側の人物については、既に拙稿で述べたように、川沙の地方志である光緒『川沙序志』により、顧文光、顧心與、姜佑昌、李檉ら四名の名前が確認できる<sup>6</sup>ことから、宝力丸乗船者に送られた漢詩は実在の人物のものであったことは歴然である。

従来、越前の人々が帰国して中国側から送られた漢詩は越前では比較的知られていたが、その中国側からの「贈倭國難民詩」に対して返礼の意味で越前藩士の平山連と水間敬の二名が返礼の詩を作成して送ったのであるが、その日本側の二詩が中国側の「贈倭國難民詩」を送ってくれた人々の手元に届いたかは不明である。しかし、その日本側の返礼の詩が現在中国で見つかったことは興味深い。

## 三 越前梅浦岡田家所蔵の「贈倭國難民詩」屏風

丹生郡越前町梅浦の岡田健彦氏に現在「贈倭國難民詩」の屏風六曲二双が所蔵されている。

岡田家の「贈倭國難民詩」屏風は、写真を掲載するが、原型による釈文は次のようになる。

日本國航海商民遭風漂失到

我大清國江南松江府川沙撫

民廳境內得漁船相救至城中

與之通語彼此不解幸番夷中有

名市平者稍知書寫始悉伊等於大

清道光六年九月九日裝載昆布

貨由日本國出海至大坂地方銷售在船  
 共十人皆住越前島適遇大風船  
 被漂流幾晝夜至二十八日大船破  
 裂一人名永助者已溺海中此外九  
 人乘小舟隨風逐浪至三十日遇救  
 得生余職住地方勉加撫恤安頓栖  
 宿賦詩紀事 栖：棲

川沙撫民府 顧文光

番舶乘風碧海頭凌浪豈計怒潛  
 蚊三秋爽籟來中土萬里鄉心憶故  
 酋逐利幾忘身是我重生應以喜  
 消憂何如揮手三山去渺渺憑虛  
 不繫舟

川沙典吏金山縣人李檮

倭人涉海為蠅頭小舶漂沈遇怒蚊  
 三百年前犯我土數千里外救夷  
 酋故鄉自有傷心慟異地應無枴腹  
 憂記取聖朝恩莫大懷柔替爾  
 覓歸舟

徽州府績溪縣人胡志堅

裸衣赤足更蓬頭悲述番檣付海蚊  
 小島飄零餘斷梗長官撫恤慰  
 殘酋江南木落秋同感天際心懸我  
 共憂自註曰予僑居海上二十八年屈指十八  
 寒暑未歸故里。萬八千程登  
 彼岸慈雲呵護送歸舟

松江府南匯縣庠生姜佑昌

萬千里外唱刀頭回首茫茫驚  
 碧蚊飄泊転欣來上國別離  
 難望見鄉酋略知文字能通語一  
 樣肝腸應結憂撫恤幸逢賢  
 宰執為籌衣食覓歸舟

松江府南匯縣庠生顧心輿

送爾言旋天際頭布帆無恙臥  
 蛟虯仙山縹渺由今路蓬島  
 栖遲憶舊酋晁監旌旄曾有  
 詔喬公保障靖無憂喬公名木前明嘉靖  
 時名臣築川沙城禦倭有功此來小住恩寬大帝  
 德東覃載滿舟  
 天保辛丑孟秋三日書為  
 岡田賢兄時日已黃昏不識筆  
 亦步 岸従作崖  
 紫山道人庸徳  
 印中村庸徳 印紫山

これが岡田家所蔵される「贈倭國難民詩」の屏風の全文である屏風は各曲四行で能筆で記されている。

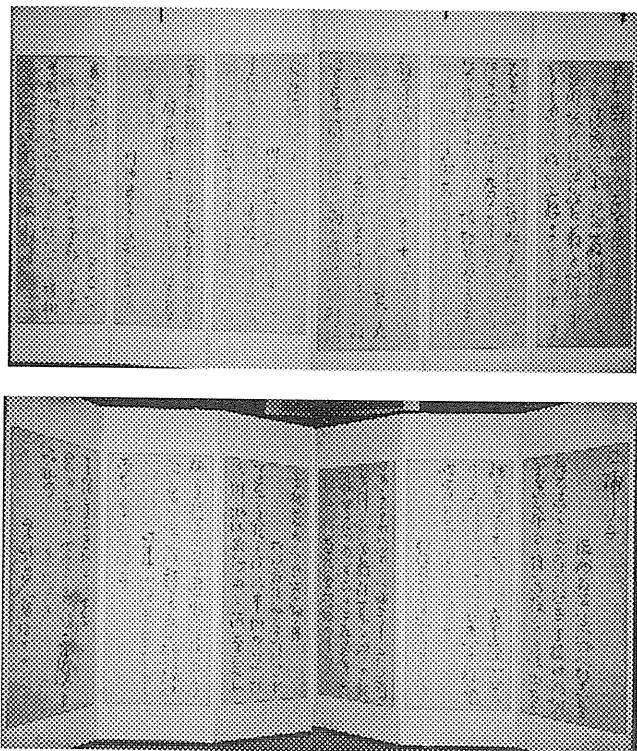
#### 四 おわりに

岡田家所蔵の「贈倭國難民詩」の内容は、拙稿でも触れた既に知られる「贈倭國難民詩」と若干の文字の異動はあってほぼ同じであるが、最後の一曲の部分がこの屏風の成立時期に係わる。

そこで屏風の最後に書かれた一曲の部分について若干考証してみたい。

天保辛丑孟秋三日書為  
 岡田賢兄時日已黃昏不識筆  
 亦歩 岸従作崖  
 紫山道人庸徳  
 印中村庸徳 印紫山

この屏風が「贈倭國難民詩」が書写されたのは天保辛酉であるが、天保十二年で西暦1841年のことで孟秋は陰暦の七月のことであるから天保十二年七月三日にあたり、西暦1841年8月19日であった。おそらく岡田家に何らかの理由で寄寓した中村庸徳おそらく號が紫人であった書家と思われるが、旧暦の七月三日の黄昏時に書写したもので、それが夕暮れ時であったため、当時のことであるから明るさが充分でなかったため、筆が進まずと記した者と思われる。この書を記した中村庸徳紫山に関する伝記等は管見の限り不明であるが今後の調査に待ちたい。



(岡田家所蔵「贈倭国難民詩」屏風)

#### 注と文献

- <sup>1</sup> 『朝日新聞』2000年（平成12年）4月30日、10版、8～10頁。
- <sup>2</sup> 松浦章「越前宝力丸の上海・川沙漂着について」『若越郷土研究』第41巻5号（1996年（平成8年）9月、79～84頁）。
- <sup>3</sup> 1999年11月5日越前町中央公民館「99年文化フェスタ記念講演会」演題「越前宝力丸中国・上海川沙漂着について」。
- <sup>4</sup> 中国第一歴史档案館、硃批奏摺、外交類、4全宗258号卷30号。
- <sup>5</sup> 『陶雲汀先生奏疏』卷十七、撫蘇稿、十六丁表～十七丁裏。
- <sup>6</sup> 松浦章「越前宝力丸の上海・川沙漂着について」82、83頁。